

# 第一種動物取扱業の実務について

- (1) 登録申請、変更手続きに関すること
- (2) 動物取扱責任者に関すること
- (3) 台帳、定期報告に関すること
- (4) その他(取扱業に関する市民からの相談事例について)

# (1) 登録申請、変更手続きに関すること

# 1) 権原を有することを示す書類

法改正により、登録申請、更新申請時は「事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な**権原を有することを示す書類**」の提出が必要になりました。

- 建物・土地が自己所有の場合 事業の実施に関わる場所使用**権原自認書**
- 建物・土地が賃貸等の場合 事業の実施に関わる場所**使用承諾証明書**

※賃貸契約書等に第一種動物取扱業に使用する旨が明記されている場合は、その写しでも可。

# 権原自認書と使用承諾証明書の どちらが必要？（例）



## 権原自認書

- 戸建てで自身（申請者）の名義である場合 等

## 使用承諾証明書

- 賃貸物件（親族の名義の物件等を含む）
- 分譲型マンション等（部屋の名義は自身であるが、管理規約等により部屋及び共用部分の使用に制限があるため）
- 戸建てで共有名義の場合（自身以外の名義人が記入） 等

# 事業の実施に関わる場所使用権原自認書

## 事業の実施に関わる場所使用権原自認書

**第一種動物取扱業** ・ 第二種動物取扱業 の 申請・届出 に係る事業の実施場所である

**事業所・飼養施設** は、私の所有であることに間違いありません。

福岡市長 殿

令和 4 年 4 月 1 日

住 所 福岡市東区蒲田5丁目10-1  
氏 名 動管 太郎  
電話番号 092-691-0131

動物取扱業の申請者  
と同一であること

- 備考
- 1 第一種動物取扱業の場合は「第一種動物取扱業」に「○」をつけ、登録申請又は登録更新申請の場合は「申請」に、飼養施設設置届出又は第一種動物取扱業変更届出の場合は「届出」に「○」をつけてください。
  - 2 第二種動物取扱業の場合は「第二種動物取扱業」に「○」をつけ、「届出」と「飼養施設」に「○」をつけてください。
  - 3 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名が記入され、「事業の実施に関わる場所使用承諾証明書」を併せて提出してください。
  - 4 分譲マンション等の場合は、管理規約等により、動物取扱業を営むことが禁止されていないこと。

# 事業の実施に関わる場所使用承諾証明書

事業の実施に関わる場所使用承諾証明書		
事業実施場所	東区蒲田5丁目10-1	
	事業所の名称 ペットショップ●●●	
事業実施場所の 契約者	住所	中央区天神1丁目8-1
	氏名	生活 衛生
	電話番号	
事業実施場所の 使用者	住所	東区蒲田5丁目10-1
	氏名	動管 太郎
	電話番号	
使用者と契約者の関係	1 本人 2 親族 3 本店支店 4 その他	
使用期間	( <input type="checkbox"/> 上記の使用期間終了後においても、賃貸借契約を締結している期間に限り、継続して使用を承諾する。)	
承諾者	上記のとおり、( 第一種動物取扱業、第二種動物取扱業 ) に係る ( 事業所、飼養施設 ) としての使用を承諾することを証明する。 年 月 日 住 所 氏 名 電話番号	
備考 (注2)	太枠内は事業実施場所の所有者又は管理受託者が記入すること。	

賃貸契約の契約者

動物取扱業の申請者

土地または建物の所有者  
(賃貸契約の相手方)が記入

※土地と建物が別名義の場合は、それぞれについて使用承諾証明書が必要です。

## 2) 変更手続きについて

登録内容に変更が生じた場合、内容によって手続き方法が異なります。



ただし・・・

- ◆飼養施設が移転した場合（同一ビル内での移転も含む）
- ◆申請者の変更（個人から法人へ変更、親から店舗を相続等）

⇒営業開始までに新規登録が必要です。

# 変更手続きの内容と時期について(1)

## あらかじめ届出が必要な事項

- ◆業務の内容及び実施の方法(トリミングにホテルを追加 等)
- ◆繁殖の有無(犬猫等販売業に限る)
- ◆飼養施設の設置
- ◆犬猫等販売業を営む場合(既に販売業の登録を有している場合のみ)

## 変更後、30日以内に届出が必要な事項(1)

- ◆申請者の氏名又は名称(相続を除く)、住所、法人の代表者氏名
- ◆事業所の名称、所在地(飼養施設を有さない場合のみ)
- ◆動物取扱責任者の氏名
- ◆主として取り扱う動物の種類及び数
- ◆飼養施設の増床(延べ床面積の30%以上の場合のみ)

## 変更手続きの内容と時期について(2)

### 変更後、30日以内に届出が必要な事項(2)

◆ケージ等、洗浄設備、消毒設備、廃棄物の集積設備、死体の一時保管場所、エサの保管設備、清掃設備、空調設備、訓練場の**増設または配置の変更**(延べ床面積の30%以上の場合のみ)

◆ケージ等、照明設備、給水設備、排水設備、洗浄設備、消毒設備、廃棄物の集積設備、死体の一時保管場所、エサの保管設備、清掃設備、空調設備、遮光又は風雨を遮るための設備、訓練場に係る変更のうち、現在の設備と**同等以下の機能を有する設備への変更**

◆営業時間の変更であって、変更部分が夜間(20時~翌8時)に含まれるもの。

◆犬猫等販売をやめた(他種の販売は継続)場合

◆廃業した場合

※上記以外にも、変更手続きが必要な場合があります。

※変更の際は提出書類や添付書類が様々です。お早目にセンターへご相談ください。

### 3) 更新手続きについて

登録の有効期間は**5年間**です。業を継続する場合は5年ごとに更新の手続きが必要です。

◆更新手続きは有効期限の**2か月前から申請**できます。

◆窓口での申請後、更新日までに施設への立入検査を行います。**期限までに余裕をもって申請してください。**

※窓口での申請時に、書類に不備があると申請を受理できません。あらかじめセンターへご相談いただくことをお勧めします。

※時期によっては窓口が混み合いますので、お電話で来所予約を頂けると助かります。



## (2) 動物取扱責任者に関すること

# 1) 動物取扱責任者の要件

動物取扱責任者は下記①～④のいずれかの条件を満たす必要があります。

(※令和5年6月1日以降は全ての事業所において適用)

①獣医師の免許を取得していること

②愛玩動物看護師の免許を取得していること

③資格＋実務経験(または飼養従事経験)を有していること

④学校卒業＋実務経験(または飼養従事経験)を有していること

## 2) 資格について

◆福岡市において資格要件として認めている資格であることが必要です

※認定対象の資格一覧については「わんにゃんよかネット」に掲載  
しています。

※「トリマー」「訓練士」等で、**認定団体以外が発行した資格の場合は  
認められません。**

◆資格証の提示が必要です

※新たに資格を取得された場合は、センターへご連絡のうえ、資格証  
の原本をご提示ください。

◆資格証の更新期限等が切れている場合でも認められます。

### 3) 学校卒業(教育要件)について

- ◆福岡市では、学校ごとの認定は行っていません。業種ごとに必要な科目を履修しているかどうか、個別の判断になります。
- ◆学校法人等であること、履修期間が1年以上であること、動物の生理・生態・習性に関する内容が100時間以上であること・・・等、認定条件があります。
- ◆卒業証書、成績証明書、シラバス(履修内容がわかるもの)を提出していただきます。
- ◆上記の書類がそろわない場合は、教育要件として認められません。
- ◆書類提出後、審査に数日～数週間かかります。





ご注意



「既已取得している資格が認定の対象外だった」

「学校を卒業していれば(書類がなくても)認められると思っていた」

「卒業した学校が既に廃校しているので、必要書類が入手できない」

等の理由で、責任者として認められないケースが発生しています。  
資格要件、卒業要件についてはお早目にセンターへご相談ください。

## 4) 実務経験について

- ◆ 第一種動物取扱業の登録事業所で、**常勤で半年以上**の実務経験が必要です。
- ◆ 実施する業種によって、必要な実務経験の業種が限られます。
- ◆ 実務経験を積んだ登録事業所が発行する「実務経験証明書」の提出が必要です。

# 実務経験の対応業種

新たに 行う業種			実務経験として 必要な業種			販売		保管		貸出	訓練		展示	譲受 飼養
			飼養施設		飼養施設		飼養施設							
			あり	なし	あり	なし	あり	なし						
販売	飼養 施設	あり	○					○						
		なし	○	○					○					
保管	飼養 施設	あり	○		○			○	○			○	○	
		なし	○	○	○	○		○	○	○		○		
貸出			○					○						
訓練	飼養 施設	あり								○				
		なし								○	○			
展示												○		
譲受飼養			○		○			○	○			○	○	

## 5) 飼養従事経験について

- ◆「実務経験と同等と認められる」**1年以上**の飼養に従事した経験
- ◆一般家庭における単なるペットの飼育経験は、実務経験と同等とは認められない。
- ◆新たな業として取り扱うことができる動物種は、飼養に従事した経験がある**動物種に限定**される。(犬の飼養従事経験をもって、猫を取り扱う業を行うことはできない。)
- ◆第一種動物取扱業登録時に必要な帳簿・台帳に準ずる書類等の提出が必要。

## 飼養従事経験について(2)

### ◆飼養従事経験として想定されるケース(例)

- ◇第一種動物取扱業登録事業所で、非常勤(短時間のパート、アルバイト)で働いていた
- ◇実験動物施設等で取扱業に該当する業務を行っていた 等



ご注意



飼養従事経験に該当するかどうかはケースごとの判断になります。また、必要書類もケースごとに異なりますので、お早めにセンターへご相談ください。

### (3) 台帳、定期報告に関すること

# 業種ごとの必要台帳等(5年間保存)

			①個体又は品 種等ごとの帳簿	②飼養施設及 び動物の点検 状況	③繁殖実施状 況(実施する場 合のみ)	④取引状況	⑤診断書 (※2)
販売	飼養施設	あり	○	○	○	○(※1)	○
		なし	○			○(※1)	
保管	飼養施設	あり		○		○	○
		なし				○	
貸出			○	○	○	○(※1)	○
訓練	飼養施設	あり		○		○	○
		なし				○	
展示			○	○	○	○(※1)	○
譲受飼養			○	○		○(※1)	○

※1 動物販売業者等は、①を記載するため④を省略できます。

※2 犬猫について、1年以上継続して飼養する場合、及び帝王切開を行った場合に必要です。

# 個体又は品種等ごとの帳簿

◆動物販売業者等(販売業、貸出し業、展示業、譲受飼養業)は所有または占有する動物について次項の項目に関する帳簿をつけなければならない。

◆以前は犬猫販売業者のみが対象だったが、令和2年6月以降は上記のとおり対象が拡大。

◆犬・猫については個体ごとに、その他の動物(犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類)については品種ごとに記載。

# 個体又は品種等ごとの帳簿に記載する項目

- ①品種等
- ②繁殖者の氏名又は名称、登録番号または所在地
- ③生年月日
- ④所有日(または占有日)
- ⑤仕入元の氏名又は名称と登録番号又は所在地
- ⑥販売日または引渡し日
- ⑦販売又は引渡しの相手の氏名または名称と登録番号または所在地
- ⑧販売又は引渡しの相手関係法令に違反していないことの確認状況
- ⑨販売を行った者の氏名(販売業者のみ)
- ⑩販売に際しての情報提供及び顧客による確認の実施状況(販売業者のみ)
- ⑪貸出しに際しての情報提供の実施状況並びに貸出しの目的及び期間(貸出業者のみ)
- ⑫死亡日

※帳簿の参考様式を「わんにゃんよかネット」に掲載しています。ご活用ください。

# 動物販売業者等定期報告届出書 (毎年提出)

様式第11の2 (第10条の3第1項関係)

福岡市長 殿

年 月 日

届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 号  
電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称												
2 事業所の所在地												
3 登録年月日	年	月	日									
4 登録番号												
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
	犬 猫 その他哺乳類 鳥類 爬虫類											
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数	犬 猫 その他哺乳類 鳥類 爬虫類	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
	犬 猫 その他哺乳類 鳥類 爬虫類											
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数	犬 猫 その他哺乳類 鳥類 爬虫類	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
	犬 猫 その他哺乳類 鳥類 爬虫類											
	犬 猫 その他哺乳類 鳥類 爬虫類	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
	犬 猫 その他哺乳類 鳥類 爬虫類											

◆年度ごとに「年度当初の頭数」「各月の取得数」「各月の販売(譲渡)数」「各月の死亡数」「年度末の頭数」を報告する様式

◆毎年、5月30日までに提出が必要

◆以前は犬猫販売業者のみが対象だったが、令和2年6月以降は対象が拡大した。

<現在の対象業者>

販売業、貸出し業、展示業、譲受飼養業

※犬猫を含む哺乳類、鳥類、爬虫類が対象

※様式は「わんにゃんよかネット」に掲載しています

## (4) その他

～動物取扱業者に関する相談・苦情事例と、関連法令～

# 関連法令

- 狂犬病予防法
- 動物の愛護及び管理に関する法律（＝動物愛護法）
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行令
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
- 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（＝基準省令）
- 展示動物の飼養及び保管に関する基準

# 取扱業に関する市民からの相談事例(1)

販売

全動物種

- ①事業所以外の場所で販売を行っている
- ②広告に「お店に行かなくてもインターネットでの購入が可能」と書いてある

## <想定される原因>

- ・自宅で登録を受けてブリーディングをしているが、購入希望者に自宅を知られたくなかったため、自宅以外で動物を見せ、契約を行った。
- ・対面説明が必要なこと、対面説明の場所が限られたことを知らなかった。



- ◆一般の飼い主に動物を販売する場合は、契約の前に動物を**直接見せ**、重要事項の説明をしなければいけません。
- ◆対面説明の場所は**登録した事業所のみ**に限られています

※動物愛護法第21条の4違反 ⇒ 勧告・公表・命令・罰則の対象

# 取扱業に関する市民からの相談事例(2)

全業種

全動物種

・短期間ではあるが、登録事業所以外の場所で販売や保管を行っている。(店舗の改装による仮店舗での営業、店舗の被災による一時的な移転等)

＜想定される原因＞

- ・仮店舗での営業が短期間であるため、登録が必要とは思わなかった
- ・改装終了後にもとの店舗にもどるため、手続きが必要とは思わなかった



- ◆短期間であっても、登録事業所以外での営業はできません(24時間以内の業活動は認められます)。
- ◆仮店舗、移転先で営業する場合は**営業開始前に新規登録が必要**です(飼養施設を有する場合)。

※動物愛護法第10条違反 ⇒ 罰則の対象

# 取扱業に関する市民からの相談事例(5)

全業種

全動物種

- ① SNSに動物を販売している旨の書き込みがあるが、無登録のようだ
- ② 販売業の店舗で動物カフェを始めたようだ

<想定される原因>

- ① 趣味で繁殖した動物だったため、業という認識がなかった
- ② 販売業の登録があったため、動物カフェも行ってよいと思っていた。



- ◆ 全ての業を行うには登録が必要です。
- ◆ 登録は各業種ごとに必要です。②のケースでは、販売業に加えて展示業の登録が必要です。

※動物愛護法第10条違反 ⇒ 罰則の対象

お疲れ様でした

ご清聴  
ありがとうございました

